

利用上の注意（製造業）

- 1 「平成28年経済センサス - 活動調査 産業別集計（製造業・概要版）」（以下「産業別集計（製造業概要）」という。）は、製造業について「平成28年経済センサス - 活動調査」（以下「28年活動調査」という。）の調査結果のうち、以下の全てに該当する製造事業所（以下「事業所」という。）について集計したものである。
 - ・従業者4人以上の事業所であること
 - ・管理、補助的経済活動のみを行う事業所ではないこと
 - ・製造品目別に出荷額が得られた事業所であることこのため、平成29年5月31日に公表した「平成28年経済センサス - 活動調査（速報）」（以下「速報結果」という。）の製造業の結果とは異なっている。また、「産業別集計（製造業概要）」は速報結果である点にも注意が必要。
- 2 この「結果の概要」において、「平成28年」、「平成27年」、「平成24年」（下線のある年次の数値）及び「平成23年」の数値は「経済センサス - 活動調査（総務省・経済産業省）」（以下「活動調査」という。）、その他の年次の数値は「工業統計調査（経済産業省）」（以下「工業統計」という。）の数値である。

調査結果のうち、製造品出荷額等、付加価値額については、表示年次における1年間の数値である。また、事業所数、従業者数については、28年活動調査は平成28年6月1日現在、平成24年経済センサス - 活動調査（以下「24年活動調査」という。）は平成24年2月1日現在、工業統計は表示年次の12月31日現在の数値である。

また、28年活動調査においては、事業所数、従業者数及び製造品出荷額等については、調査対象のうち、個人経営調査票による調査分を含んだ集計結果であるのに対し、付加価値額については、これらの調査分を含まない集計結果である。
- 3 従業者数、付加価値額の項目は、工業統計の集計における定義に合わせた形で再集計している（詳細は用語の解説を参照）。
- 4 製造品出荷額等の経理事項については、原則消費税込みで把握しているが、一部の消費税抜きの回答については、「統計調査における売上高等の集計に係る消費税の取扱いに関するガイドライン」に基づき、消費税込みに補正した上で結果表として集計している。
- 5 各項目の金額は、単位未満を四捨五入しているため、内訳の計と合計が一致しない場合がある。なお、比率は、小数点以下第2位で四捨五入している。

該当数字がないもの及び分母が0等のため計算できないものは「-」とした。また、増減は、数値がマイナスのものは「△」、プラスのものは「+」で表した。

「X」は、集計対象となる事業所が1又は2であるため、集計結果をそのまま公表すると個々の報告者の秘密が漏れるおそれがある場合に該当数値を秘匿した箇所である。また、集計対象が3以上の事業所に関する数値であっても、集計対象が1又は2の事業所の数値が合計との差引きで判明する箇所は、併せて「X」とした。
- 6 時系列比較に用いた工業統計については、以下の点に留意されたい。
 - (1) 平成19年については、事業所の捕捉を行ったため、事業所数及び従業者数の前年比については時系列を考慮し、当該捕捉事業所を除いたもので計算している。

また、平成19年調査から、製造以外の活動を把握する目的で、製造品出荷額等に「その他収入額」、原材料使用額等に「製造等に関連する外注費」、「転売した商品の仕入額」を調査項目として追加したことにより、「製造品出荷額等」、「付加価値額」、「原材料使用額等」については平成18年以前の数値とは接続しない。
 - (2) 平成20年の前年比は、日本標準産業分類の改定が行われたため、19年の数値を20年の分類で再集計し計算したものである。

7 表、グラフなどで用いる略称は以下のとおり。

産業中分類名	略称
09 食料品製造業	食料
10 飲料・たばこ・飼料製造業	飲料・たばこ
11 繊維工業	繊維
12 木材・木製品製造業（家具を除く）	木材
13 家具・装備品製造業	家具
14 パルプ・紙・紙加工品製造業	パルプ
15 印刷・同関連業	印刷
16 化学工業	化学
17 石油製品・石炭製品製造業	石油・石炭
18 プラスチック製品製造業	プラスチック
19 ゴム製品製造業	ゴム
20 なめし革・同製品・毛皮製造業	皮革
21 窯業・土石製品製造業	窯業・土石
22 鉄鋼業	鉄鋼
23 非鉄金属製造業	非鉄金属
24 金属製品製造業	金属
25 はん用機械器具製造業	はん用機械
26 生産用機械器具製造業	生産用機械
27 業務用機械器具製造業	業務用機械
28 電子部品・デバイス・電子回路製造業	電子部品
29 電気機械器具製造業	電気機械
30 情報通信機械器具製造業	情報通信機械
31 輸送用機械器具製造業	輸送用機械
32 その他の製造業	その他

用語の解説

1 事業所

経済活動が行われている場所ごとの単位で、原則として次の要件を備えているものをいう。

- ① 一定の場所（1区画）を占めて、単一の経営主体のもとで経済活動が行われていること。
- ② 従業者と設備を有して、物の生産や販売、サービスの提供が継続的に行われていること。

2 従業者

調査日（活動調査：平成28年6月1日、平成24年2月1日、工業統計：調査年12月31日）現在で、当該事業所で働いている人をいう。したがって、他の会社などの別経営の事業所から出向又は派遣されている人（受入者）も含まれる。一方、他の会社などの別経営の事業所へ出向又は派遣している人（送出者）、臨時雇用者は従業者に含めない。

なお、個人経営の事業所の家族従業者は、賃金・給与を支給されていなくても従業者としている。

3 事業所の産業分類

調査期間（活動調査：調査の前年1年間、工業統計：調査年1年間）における事業所の売上額、収入額又は出荷額等により、日本標準産業分類（平成25年10月改定）に基づき分類している。なお、「産業別集計（製造業概要）」においては、中分類に基づき分類している。

4 集計項目

①～③については、個人経営調査票による調査分を含み、④及び⑤については、当該調査分を含まない。

①事業所数

②従業者数（上記2. 従業者参照）

③製造品出荷額等

＝製造品出荷額 ＋ 加工賃収入額 ＋ 製造業以外の収入額

④付加価値額

＝製造品出荷額等 ＋（製造品年末在庫額 － 製造品年初在庫額）

＋（半製品及び仕掛品年末価額 － 半製品及び仕掛品年初価額）

－（消費税を除く内国消費税額 ＋ 推計消費税額）

－ 原材料使用額等 － 減価償却額

⑤粗付加価値額

＝製造品出荷額等 －（消費税を除く内国消費税額 ＋ 推計消費税額）

－ 原材料使用額等

（参考）速報結果と「産業別集計（製造業概要）」の従業者数の定義の違いは以下のとおり。

(1) 従業者数

【速報結果の従業者数】

・従業者数 ＝ 事業所に所属する従業者数

【産業別集計（製造業概要）の従業者数】

・従業者数 ＝ 速報結果の従業者数 － 臨時雇用者 － 別経営の事業所へ出向又は派遣している人（送出者） ＋ 別経営の事業所からきて働いている人（出向・派遣受入者）

(2) 付加価値額

【産業別集計（製造業概要）の付加価値額】

- ・事業所ごとに回答する調査事項を用いて以下に示す付加価値額を算出して集計した。
ただし、従業員29人以下の事業所については付加価値額に代わって以下に示す粗付加価値額で算出して集計している。

$$\begin{aligned} & \text{付加価値額（従業員30人以上の事業所）} \\ & = \text{製造品出荷額等（※）} + \text{在庫増減額} \\ & \quad - \text{内国消費税額等} - \text{原材料使用額等} - \text{減価償却額} \end{aligned}$$

$$\begin{aligned} \text{在庫増減額} & = (\text{製造品年末在庫額} - \text{製造品年初在庫額}) \\ & \quad + (\text{半製品及び仕掛品年末価額} - \text{半製品及び仕掛品年初価額}) \end{aligned}$$

$$\text{内国消費税額等} = \text{消費税を除く内国消費税額} + \text{推計消費税額}$$

$$\begin{aligned} \text{原材料使用額等} & = \text{原材料使用額} + \text{燃料使用額} + \text{電力使用額} \\ & \quad + \text{委託生産費} + \text{製造等に関連する外注費} \\ & \quad + \text{転売した商品の仕入額} \end{aligned}$$

$$\begin{aligned} & \text{粗付加価値額（従業員29人以下の事業所）} \\ & = \text{製造品出荷額等} - \text{内国消費税額等} - \text{原材料使用額等} \end{aligned}$$

(注) 産業別集計（製造業概要）の付加価値額と粗付加価値額の違いは、製造品在庫増減、半製品及び仕掛品増減及び減価償却額の扱いである。

(3) 付加価値率

$$\begin{aligned} & \text{付加価値率} = \frac{\text{付加価値額}}{\text{製造品出荷額等} + (\text{製造品年末在庫額} - \text{製造品年初在庫額}) +} \\ & \quad (\text{半製品及び仕掛品年末価格} - \text{半製品及び仕掛品年初価格}) - \\ & \quad (\text{内国消費税額} + \text{推計消費税額})} \times 100 \end{aligned}$$